

Congratulations

伊佐市市制5周年記念式典開催

伊佐市は、合併してから5周年を迎えます。

伊佐市の更なる発展を目指し、市民の皆さまと共にお祝いしましょう。

皆さまの来場を心よりお待ちしております。

日時 11月9日(土) オープニング13時 開会13時30分

会場 伊佐市文化会館大ホール

内容 ○いさ太鼓まつり実行委員会による太鼓演奏

○市制5周年功労者表彰

○市民憲章発表

○市内小学5年生児童の合唱による市歌発表

問い合わせ先 総務課行政係 ☎☎1311 ☎1114



農業者年金制度 担い手積立年金

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるように国民年金に上乘せした公的年金制度です。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人であれば、誰でも加入できる積立年金です。より安定した老後のため、ぜひ加入されるようお勧めします。

農業者年金のメリット

(1) 少子高齢化社会に強い年金です

自分が納めた保険料とその運用収入を基に年金額が決まる積立方式の年金です。

(2) 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額に応じて、月額20,000円から67,000円まで千円単位で自由に選択できます。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

(3) 終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(一定要件を満たした者)に支給されます。

(4) 税制上の優遇措置が受けられます

支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

(5) 保険料の国庫補助制度があります

認定農業者で青色申告をしている等、農業の担い手となる人には、国から月額最高10,000円の保険料補助があります。(年齢や所得制限があります。)

農業者年金を受給するには

【旧制度農業者年金】

○経営移譲年金

自分名義または借入農地を後継者または第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退した場合に受給できます。

○農業者老齢年金

農業経営から引退しない場合で、65歳から受給できます。

【新制度農業者年金】

○特例付加年金

新制度の保険料の国庫補助(政策支援)を受けていた人が、保有している農地や農業施設を後継者や第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退したときに受給できます。

○農業者老齢年金

新制度の保険料を納めた人が、65歳から受給できます。60歳からの繰上げ請求も可能です。

農業に従事する人
ならどなたでも
加入できます。

問い合わせ先 農業委員会

☎☎1571

いいわね!

平成 25 年度 結核検診（レントゲン間接撮影）

平成 25 年度結核検診（レントゲン間接撮影）を次の日程で行います。65 歳以上の人（昭和 24 年 4 月 1 日までに生まれた人）が対象になります。受診票がなくても当日受診でき、受診料は無料です。

なお、10 月に実施した肺がん検診を受診した人は、結核検診を受診する必要はありません。

レントゲン車は日程表の通り巡回しますので、受診する人は時間を厳守してください。

当日は、金具・ボタンのついていない衣服（トレーナー・Tシャツ等）でお越しください。



結核検診（レントゲン間接撮影）日程表

日付	場所	時間
11月7日(木)	伊佐市役所(大口庁舎)中庭	9:00 ~ 9:20
	原田(深渡瀬ミヨ子様宅)	9:30 ~ 9:40
	薬師公民館	9:50 ~ 10:00
	重留南集落センター	10:10 ~ 10:20
	下名集会施設	10:30 ~ 10:40
	麓後集会施設	10:50 ~ 11:00
	前日麓営農研修センター	11:10 ~ 11:20
	大山酒造前	11:30 ~ 11:40
	旧 J A 伊佐川南出張所	13:10 ~ 13:20
	小川添公民館	13:30 ~ 13:40
	南永校区コミュニティセンター	13:50 ~ 14:00
	柳野三叉路	14:10 ~ 14:20
	楠原集会施設	14:30 ~ 14:40
	岩坪営農研修センター	14:50 ~ 15:00
11月8日(金)	城下公民館	9:00 ~ 9:10
	下荒田公民館	9:20 ~ 9:30
	荒田下バス停留所前	9:40 ~ 9:50
	比良地区集会施設	10:00 ~ 10:10
	場ノ木ゴミ収集所前	10:20 ~ 10:30
	青木元地区教育集会所	10:40 ~ 10:50
	本城地区集会施設	11:00 ~ 11:10
	瓜之峰公民館	11:20 ~ 11:30
	湯之尾校区集会施設	11:40 ~ 11:50
	共進地区教育集会所	13:10 ~ 13:20
	築地集会施設	13:30 ~ 13:40
	荒瀬多目的集会施設	13:50 ~ 14:00
	山下・鵜泊青少年会館	14:10 ~ 14:20
	猶原地区集会施設	14:30 ~ 14:40
平沢津集落集会施設	14:50 ~ 15:00	
11月11日(月)	旧中央公民館跡(西富士横)	9:00 ~ 9:10
	旧大田グラウンドゴルフ場	9:20 ~ 9:30
	春村公民館	9:40 ~ 9:50
	小木原上中公民館	10:00 ~ 10:10
	上林商店倉庫(旧農協郡山出張所)	10:20 ~ 10:30
	瀧辺三叉路	10:40 ~ 10:50
	旧伊佐農協平出水支所	11:00 ~ 11:10
	平出水上公民館	11:20 ~ 11:30
	平原(安田茂様宅下)	11:40 ~ 11:50
	猩々公民館	13:20 ~ 13:30
	井立田(井立田律子様宅横)	13:40 ~ 13:50
	小川内公民館	14:05 ~ 14:15
	元町第一駐車場	14:30 ~ 14:40

日付	場所	時間
11月12日(火)	下手上多目的集会施設	9:00 ~ 9:10
	下手下集会施設	9:20 ~ 9:30
	下殿公民館	9:40 ~ 9:50
	北さつま農協曾木支所	10:00 ~ 10:10
	川西公民館	10:20 ~ 10:30
	針牟田(宮下勝治様宅前)	10:40 ~ 10:50
	西太良地区コミュニティセンター	11:00 ~ 11:10
	荻原公民館	11:20 ~ 11:30
	山神公民館	13:10 ~ 13:20
	田代公民館	13:30 ~ 13:40
	釘野々公民館	13:50 ~ 14:00
	堂山公民館	14:10 ~ 14:20
	田原公民館	14:30 ~ 14:40
	針持青少年センター	14:50 ~ 15:00
11月13日(水)	ドラッグストアモリ大口店	9:00 ~ 9:10
	浜里公民館	9:20 ~ 9:30
	木崎自治会館	9:40 ~ 9:50
	園田公民館	10:00 ~ 10:10
	鳥島上公民館(旧農協鳥島出張所)	10:20 ~ 10:30
	富士福祉館	10:40 ~ 10:50
	白木農村公園	11:00 ~ 11:10
	羽月北小学校	11:25 ~ 11:30
	辺母木公民館	13:10 ~ 13:20
	田代(溝口民哉様宅)	13:30 ~ 13:40
	川岩瀬公民館	13:50 ~ 14:00
	湯ノ谷公民館	14:00 ~ 14:20
	大口元気こころ館(多目的ホール前)	14:30 ~ 14:50
	11月14日(木)	下目丸公民館
北さつま農協東支所		9:20 ~ 9:30
多々良石公民館		9:40 ~ 9:50
上青木東バス停		10:00 ~ 10:10
上青木中公民館下		10:20 ~ 10:30
上市山集会施設		10:40 ~ 10:50
東市山集会施設		11:00 ~ 11:10
下市山集会施設		11:20 ~ 11:30
戸切(旧小田原ストア一駐車場)		13:10 ~ 13:20
篠原公民館		13:30 ~ 13:40
上目丸(西恒良様宅前)		13:50 ~ 14:00
水ノ手公民館		14:10 ~ 14:20
永尾(鹿児島トヨペット駐車場)		14:30 ~ 14:40
花北営農研修センター		14:50 ~ 15:00

日付	場所	時間
11月15日(金)	田中中公民館	9:00 ~ 9:10
	田中上集会施設	9:20 ~ 9:30
	徳辺下集落センター	9:40 ~ 9:50
	楠本集会施設	10:05 ~ 10:15
	新川集落センター	10:30 ~ 10:40
	小路集会施設	10:50 ~ 11:00
	徳辺上集落センター	11:10 ~ 11:20
	ひまわり館	11:30 ~ 11:40
	産野集会施設	13:10 ~ 13:20
	田中ふるさと館	13:30 ~ 13:40
	J A 北部支所前	13:50 ~ 14:00
	前目公民館	14:10 ~ 14:20
	菱刈総合保健福祉センター(まごし館)	14:30 ~ 14:50
	11月18日(月)	山ノ口三叉路
木ノ氏公民館		9:20 ~ 9:30
一ノ渡瀬(赤池弘徳様宅前)		9:40 ~ 9:50
笹野(市野瀬武経様宅)		10:00 ~ 10:10
鉱業所事務所前		10:20 ~ 10:30
白ヶ谷(永野商店前)		10:40 ~ 10:50
牛尾公民館		11:00 ~ 11:10
小木原中公民館		11:20 ~ 11:30
尾之上公民館		13:10 ~ 13:20
石井公民館		13:30 ~ 13:40
旧布計跡地		13:55 ~ 14:10
山野基幹集落センター		14:25 ~ 14:35
山野中学校		14:45 ~ 14:55
11月19日(火)		山之口(三宅茂己様宅前)
	羽月地区公民館	9:20 ~ 9:30
	北さつま農協駅前支所	9:40 ~ 9:50
	下ノ木場(帖佐商店横)	10:00 ~ 10:10
	馬渡公民館	10:20 ~ 10:30
	羽月西青少年センター	10:40 ~ 10:50
	宮人公民館	11:00 ~ 11:10
	八代公民館	11:20 ~ 11:30
	堂崎広報研修館	13:10 ~ 13:20
	金波田公民館	13:30 ~ 13:40
	大島南公民館	13:50 ~ 14:00
	元町団地内(大口)	14:10 ~ 14:20
	大口元気こころ館(多目的ホール前)	14:30 ~ 14:50

問い合わせ先 市健康増進課健康推進係

☎ 1 3 1 1 ☎ 1 2 1 7

伊佐市議会 意見交換会（報告会）

市議会では、市民の皆さまに議会の役割や活動内容等を直接お知らせして理解を深めていただくとともに、地域の諸課題等について意見交換を行うことにより、身近で開かれた議会となるよう意見交換会（報告会）を開催します。

お住まいの校区にかかわらず、どの会場でも参加できます。

時 間 19時～（2時間程度）



問い合わせ先 伊佐市議会事務局

☎ 1335

期 日	会 場
11月11日（月）	ほしがみね館
	羽月北小学校体育館
11月12日（火）	大口元気こころ館
	本城校区集会施設
11月13日（水）	山野基幹集落センター
	湯之尾校区集会施設
11月14日（木）	平出水青少年センター
	針持青少年センター
11月15日（金）	羽月地区公民館
	田中校区集会施設
11月18日（月）	牛尾校区青少年センター
	南永校区コミュニティセンター
11月19日（火）	羽月西青少年センター
	西太良地区コミュニティセンター
11月20日（水）	まごし館会議室

不法投棄防止

11月は強化月間



県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。期間中は、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。ゆるさない。」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、問い合わせ先に連絡ください。

問い合わせ先

県庁廃棄物・リサイクル対策課

☎ 099・286・3810

全国一斉強化月間

「女性の人権ホットライン」

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、その他、女性をめぐる人権問題でお困りの人は、ひとりで悩まずにお電話ください。

期 間 11月18日（月）～24日（日）

時 間 平日：8時30分～19時

土日：10時～17時

電話番号 ☎ 0570・070・810

「女性の人権ホットライン」

※通話料が180秒につき、およそ8.5円かかります。

相 談 員 法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じ、
秘密は厳守されます。

問い合わせ先 鹿児島地方法務局人権擁護課

☎ 099・259・0684



MBCのチャンネルで d ボタンをピッ!



「自治体情報」を選択すると、市からのお知らせやイベント情報などがわかります。
※詳しい操作方法は、「広報いさ」6月1日号をご覧ください。

問い合わせ先 総務課広報係

☎ 1311 1116

秋季火災予防運動

期間

11
9土～15金



今年度の標語

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

秋季火災予防運動に伴い、次の日程のとおり訓練と幼年消防クラブ員等による防火パレードを行います。訓練時はサイレン吹鳴及び、消防自動車はサイレンを鳴らして走りますので、火災とお間違えのないようご注意ください。

■訓練日程

- 11月 9日 (土)
 - 18時30分 大口校区の一部、牛尾校区
 - 19時30分 山野・平出水校区
- 11月 10日 (日)
 - 18時30分 大口校区の一部、大口東・田中校区
 - 19時30分 菱刈・湯之尾校区、川南・徳辺地区
- 11月 11日 (月)
 - 18時30分 羽月・羽月西校区、下手地区
 - 19時30分 曾木・針持・本城 (川南を除く) 校区

※赤字の校区 (地区) では、サイレン吹鳴を行います。

■防火パレード

日 時 11月12日 (火)
10時～11時

※雨天時は中止

会 場 大口ふれあいセンター前広場



問い合わせ先

伊佐湧水消防組合大口消防署 ☎220119

伊佐湧水消防組合菱刈分遣所 ☎260085

総務課交通消防防災係

☎231311 ☎1118



飼い犬の飼育管理

昨年、国内で飼い犬が散歩中に首輪から抜け、近くにいた高齢者を咬んで死亡させてしまう悲惨な事故が発生しました。さらに今年、隣国の台湾で飼い犬の狂犬病感染・発症が確認されました。

このことから飼い犬の事故、狂犬病の発生を未然に防ぐため、次の指導事項を参考に、犬の所有者は飼育管理を改めて確認してください。

犬の所有者に対する指導事項

- ①大型犬から小型犬にかかわらず、人に対する危害防止のため、敷地内で飼育してください。
- ②オリ等の飼育施設を要する場合は、適当な広さの施設可能なオリ等とし、幼児等が容易に近づいて開けられない構造で設置してください。
- ③所有者は、突発的な事故を防止するため、飼育施設及び首輪、犬を繋ぐ器具等に欠陥がないか、常に点検を行うようにしてください。
- ④所有者は、飼い犬が粗暴にならないよう適度な運動をさせるなど、日頃から適正な管理に努めてください。
- ⑤飼い犬を運動させるときには、危険防止のために他人と必要な距離を保ち、制御できる人がこれを行うようにしてください。
- ⑥雌の飼い犬は、妊娠中から出産後、粗暴になりやすいので、人が近寄らないように監視及び管理を十分にしてください。
- ⑦所有者は、飼い犬が咬傷事故を起こした際には、速やかに、大口保健所に届け出るようにしてください。
- ⑧飼い犬の登録と狂犬病予防注射は、全ての犬が対象です。



問い合わせ先

環境政策課環境保全係

☎21060